

平成24年

第1回飯館村議会臨時会会議録

自 平成24年1月27日
至 平成24年1月27日

飯 館 村 議 会

平成24年第1回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	1. 27	金	本会議	午前10時	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成24年1月27日

平成24年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）



平成24年第1回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年1月27日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年1月27日 午前10時00分				
	閉会	平成24年1月27日 午前11時54分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	5番 北山 文子		6番 佐野 幸正		7番 菅野 義人	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野 久子		書記 今井 一起	
地方自治法 第121条の 規定に 基づき 出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保 昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 眞弘	○
	教 育 長	廣瀬 要人	○	教 育 課 長	愛澤 伸一	○
	生涯学習課長	浜 名 光 男	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会 長	菅野 宗夫		農業委員会 局 会 長	高橋 一清	○
選挙管理委員会 委 員 会 長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書 記 会 長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年1月27日（金）・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 5 議案第2号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

()

(

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回飯館村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件であります。

次に、平成23年第11回定例会で可決されました原発事故損害賠償の年内支払い及び完全実施に関する意見書を12月16日付にて政府関係機関に提出しております。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から11月及び12月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第1号及び議案第2号を上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成24年第1回飯館村村議会臨時会を招集をいたしました

ところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会ではありますが、懸案でありました中学校の仮設校舎と仮設体育館の早期着工などの緊急を要する案件が生じたので臨時議会を招集させていただきました。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第1号は、平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）であります。既定予算の総額に5億3,133万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億171万2,000円といたしました。

歳出の増額内容でありますけれども、総務費として総務管理費が261万2,000円です。民生費として社会福祉費30万円、衛生費として水道費が64万8,000円、農林水産業費として農業費43万4,000円です。消防費として消防費が5億1,658万6,000円でございます。教育費としては中学校費が1,075万4,000円を計上いたしました。なお、これらを賄う財源として地方交付税、国庫支出金、村債等を充当するものでございます。

議案第2号は、平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。既定予算の総額に64万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,687万円とするものであります。

歳出の内容は、簡易水道委託料として村職員に準じて特殊勤務手当分を補正するものであります。これらを賄う財源として一般会計からの繰入金を充当するものであります。

以上が今回提出いたしました議案の概要でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時07分）

議長（佐藤長平君） 議案審査のため、休憩を継続してまいります。再開は10時45分といたします。

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

◎日程第4 議案第1号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第1号平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 何点か確認しながら質問したいと思います。

まず、17ページにいいたて農地・水・環境推進連絡協議会負担金ということでありまして、これはどういう現在の流れの中でどういうことか今後はどういうふう展開さ

れていくのか、この協議会そのものの運営含めて伺うものであります。

あとは、19ページの中学校仮設体育館賃借料、これは8月までの土地代の賃借料がこのぐらいということなのかどうか、地形にしますとどういう決めにしているのか。

あとは、備品購入の特別教室調理台云々とありますけれども、これはどこに入れてどういうふうに活用されるものなのか。

その下の災害救援見舞金ですけれども、これは全国から寄せられた義援金を配付するものだと思うのでありますけれども、配付の説明の文書の中で2月の村の式典に来たときに渡すというお話ありましたけれども、都合あって行かれぬ方なりそういう人にはどういうふうに配付するように明記されたりどういうことで同じく早く支払うということにしているのか。村民の何十人の方から電話なりあってお話をいただきました。1万円くれるから取りに来いみたいな文章はいかがなものかと、村民を何だと思っているんだという声も大分聞きました。丁寧ということを言うならば、来られない人についてはこういう方法で支払います、こういうことにしますという何重もの丁寧な配慮のある見舞金の支給の仕方があるのではないかとと思うのでありますけれども、伺うものです。

産業振興課長（中川喜昭君） 私の方からは17ページのいいたて農地・水・環境の協議会の負担金の部分で答弁をさせていただきます。先ほど説明いたしましたように、いいたて農地・水・環境推進連絡協議会、それぞれ各地区の保全会がありまして、その取りまとめということで各保全会から負担金をいただきながら事務職員を1名雇用しているという状況の協議会で、今1人の方に事務局お世話になっているところでございます。今回その方に除染の部分で5月末から農水省の実証とか農地土壌の調査、放射能の植物、土壌等の測定という部分が新たな業務がふえてきたということもありますし、また農地関係で今の事務局の方が農地の内容を知っているという状況で、いろいろな知識を持っているということで大変村にとっても助かるというような状況で、協議会の会長さんの方にそういう知識を今後の除染の中でもお手伝いをいただきたいというような話でお願いしまして、本来の農地・水の業務はきちんとやってもらいながら、時間のある中で除染の現場等に行ってお手伝いをいただくというような形で実際に行ってきたということでございます。

今回特殊勤務手当、職員と同等にということでお支払いをするために新たに負担金ということで計上させていただいたという内容になっております。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 私からは19ページの賃借料、中学校仮設体育館賃借料の内容と、それから備品購入費の2点についてお答えをさせていただきます。

まず中学校の仮設体育館の賃借料でございますが、こちらはご承知のとおり仮設の建物ということで、いわゆるリース契約、賃貸借契約により設置するものでございます。賃貸借料につきましては大きく中身が三つに分かれておりまして、まず一つは建物を建てるための建設費、それから2年間お借りするというので賃借料、2年分の賃借料、それから賃借期間が終了してから更地に戻すための解体費ということで、大きく費用は三つに分かれております。今回建設いたします体育館につきましては現在1月でございまして、着工が来月になるのか再来月になるのかというところでございますが、いずれにしても年度内の完成は無理だというふうに考えておりまして、今回の補正で上げておりますのは建

設費分のみを計上させていただいております。それで、目安といたしましては来年8月をめどに完成をさせていただいて、24年度予算の中で8月からの賃借料については計上をするというような形でございまして、今回上げておりますのは建物の建設費のみを上げさせていただいているところでございます。そのようにご理解をお願いいたします。

それから18番の備品購入費でございますが、こちらは現在建設を進めております仮設の小学校の特別教室に設置いたします調理台5台でございます。こちらにつきましてはガスの配管であるとか水道の配管を伴う備品でございまして、建物の工事とあわせて設置する必要があるということで今回の補正に上げさせていただいたところでございます。利用法でございますが、調理台でございますので家庭科、あるいは理科の実験等にも活用させていただきたいということで考えております。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 災害見舞金の件でありますけれども、経過を申し上げますと、実は村民の皆さん、あるいは議会の皆さんの方から村民が集まれるそういう場を設けてほしいとこんな話がありました。本来であれば55周年、村創立以来55周年ということで震災がなければ55周年のイベントを予定していたわけでありまして、震災があって、なかなか全体で集まれる機会がなかったわけです。それで、会場の方の関係もあつたりしてようやく2月12日に各行政区長さんが実行委員になられて村民ふれあい集会という会を持つことになって進めてまいりました。その際に、せっかく村民の皆さんが集まるのであれば見舞金、若干ではありますけれどもその際にお配りしてはどうかとこんな話になりまして、今回の災害見舞金の給付という取り組みになったわけでありまして、

それで、見舞金の給付の通知の件で今ご指摘いただきましたけれども、こちらは取りに来いなどということではなく、まさしくふれあい集会があるのでそのときにお渡しをしますということで、現金給付を希望される方と当日来られない方、二手に文章を項目分けをして、出席できない方については口座番号を記入していただいてそこに振り込むとこういうことでありまして、別に取りに来いなどというそんなことでは全くなくて、せっかく村民の皆さんが一同に会するのでそのときに若干の義援金、1人1万円なんですけれども、渡してはどうかという話になって今回の災害見舞金の給付になったということでありまして、決して取りに来いとか、あるいは出席できない人はどうするんだとか、その心配の今のお話の部分はきちっと文面を見ていただければ判断できるのではないかとこんなふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

10番（佐藤八郎君） まずいいたて農地の方ですけれども、本来業務やっってもらおうという中で除染の云々もあるということで、何年かやっという方ですから明るいのはわかりますけれども、ただ、本来の業務というのは一体どういうことを想定したりどういうことをやられていくのかとあわせて、除染業務ではどんなお仕事をされて村なり村民なりに周知されていこうということになるのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 農地・水の本来の業務はご存じのとおり各地区の保全会で、昨年度まででありますとそれぞれの農地保全、景観形成等々です。国のガイドラインに沿った中で各地区の保全会でやっていただいたということで、その取りまとめ、あとは国県等の指導内容の取り次ぎ等をやっていたところでございます。23年度につきましても、

第1期の農地・水の最終年度ということで、それらの最終年度に向けての取りまとめ、あとは国・県との連絡調整等があるわけでありまして、本来の農地保全、景観形成という業務が各保全会でできなかったわけでありまして、ただ、基礎的な部分の農道等の草刈りをやっていただいたというような形の実績の取りまとめ、あとはそれぞれの保全会への指導等は今年度も実施してきているという状況でございます。

そういう中で、新たな部分として除染という部分であります。先ほども申し上げましたように、田んぼ、畑の農地で国の方から実証するというようなときにどの場所がいいという意見等をいただくとか、あとは今回放射能測定器を買う中で国の補助をいただいたということでそれぞれの農地のデータ、土壌濃度の測定なども各行政区2カ所から3カ所やってきているという状況もありまして、その場所の選定とかあとは作業にも当たっていただいたということで、お世話になってきたということでございます。

農地・水の本来の業務から業務量が若干減ったということもありますが、事務局員のそれぞれの持っているノウハウを活用して除染を進める上でのデータ取り等についてご支援をいただいたということでございます。あと、来年度の部分でありますけれども、今のところ国・県からは2期の農地・水事業をやるというようなことありまして、その準備段階を今後進めていただくというようなことになっております。また、次年度については今の段階ではどのような形で、今の方がどのような形で入ってもらうかという部分はまだ決めておりませんが、2期の農地・水の事業もやるということ踏まえながら今後検討させていただければというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 中学校の仮設体育館賃借料という言葉ですけども、そうすると、建設の賃借料、どういうふうに、体育館の土地代の賃借料ではなく中学校そのものの仮設の建設の用地代というか場所代というか、どういう意味に理解しているのかちょっとわからないんですけども。

教育課長（愛澤伸一君） 今回上げてございますのは小学校の校舎も体育館も全く同じでございますが、仮設の校舎あるいは体育館というのはあくまでも借り物という理解でございます。工事請負ということになりますと村の施設ということになるのかというふうに思いますが、あくまでも仮設の校舎あるいは体育館、こちらの方は借り物でございます。建てていただいて2年間お借りして解体してお返しするということになりまして、これは建物の賃借料ということになります。土地ということではなく体育館の建物の賃借料、ご説明が難しいかもしれませんが、既存の建物を借りるだけではなく現場で組み立てますのでどうしても作業が入ってまいります。それが建設費ということになります。そのあと2年間使わせていただいて、最後は分解して返す、そこまで含めての一連の契約が賃貸借契約の中で行われていくということになります。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 中学校の仮設体育館の、この体育館そのものの建造物の賃借料ということか。そういう意味か。それは完成はいつに、7月、8月からは使えるようになるといったのか。7月までには、いつから始まって7月までかかるのか。

教育課長（愛澤伸一君） 今後の作業にもかかわってまいりますけれども、年度内の契約を目指しているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 年度内、3月までになると4月から7月の分はどういうふうに、また新たに押し上げるんですか。

教育課長（愛澤伸一君） リース契約でございますが、契約は着工時、リースの始まりが竣工時からということになっておりまして、契約は3月、あるいは2月になるかもしれませんが、年度内に契約をさせていただいて工事を進めます。完成した時点からリースが発生するというご様子でございまして、23年度分の建設費につきましては竣工した時点でお支払いするような形になります。8月から2年間使ってという2年後の末に解体をしてお返しするまでの一連の契約を結ぶようになります。初回の支払いは現在の予定では8月ごろを、竣工した時点で1回目の支払いということになります。

10番（佐藤八郎君） 備品の調理台については、今の川俣の小学校のところの全体の中で特別教室のあの部分に据えつけるということなんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 川俣に現在進めております小学校の仮設校舎でございますが、一般の普通教室棟と別に特別教室棟を、教室3室ほどを設けた特別教室棟を設けておりまして、（ ）その中の1室にこの調理台を設置したいと考えております。こちらの方で家庭科、あるいは理科等の授業を行えるものというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 救援見舞金ですけれども、お知らせしたものをきちんと読んでもらえば理解できるんだと、そういうことであれば私に電話来たり会って言われる筋合いはないんですけれども、そういうふうに理解していない人が多いからそういうふうに言われる。口座、例えば記入してそれは返送封書か何か一緒にやられたのかどうか。口座を役場では全体をつかんでいるんですか、各家庭。

副村長（門馬伸市君） 佐藤議員も通知書を読んでおられるのかと思いますけれども、二つ書いてありまして、現金を希望される方、それから口座払いを希望される方ということで書いてあります。それで、振込先は前に国・県の義援金口座振り込み、2次配分の場合は全部口座振り込みでしたのでその口座番号を書いて、本人に口座番号まで書いて通知しています。ですから、現金でない方は口座番号が例えばこちらで前に国・県の義援金を配ったときに振り込みしていますから、その口座番号を今回通知しています。それで別な口座番号になっているとすればお知らせくださいという文言なんです。多分、口座番号までは書いていないのかもしれませんが、あとで担当の方で確認、答弁するようにしますので、そういう文面なんです。口座払いの場合は第2次配分の義援金を入金した口座というふうになりますけれども、それが違っていれば連絡くださいということなんです。

生涯学習課長（浜名光男君） その通知の件ですが、きょう発送できるような準備をしているというふうに準備をしているということで、これから通知になるかと思えます。それで、当日来られない方は口座に振り込みますと、そのような通知の内容になる予定であります。以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

副村長（門馬伸市君） 申しわけありませんでした。私は文書を出したのだと思って、質問がそういうふうな質問だったものですから文書を見てそういう考えを持たれたのかというふうに思いまして、大変申しわけありませんでした。文書は担当課長の方からあったようにきょう発送するということでありまして、今申し上げたような内容を書いておりますので、間違いなく判断できるのかというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 公正・公平に配るのでしょうから、それはそれでいいんですけども、ただ、今副村長が言うように、最初の文書だけだといろいろな判断がされるんです。その部分では配慮が足りなかった。追加できょう発送するそうですから、それを見れば今副村長が前に答弁したようになるのでしょうから、それは公正・公平に配られるのかというふうに思いますけれども、ただ、あの2月12日に行く方はその日にもらえるんですね。その日に都合があって行けない遠くから来る方、そういう方についてはいつ配るようになるのか、その方法は口座振り替えでやるのでしょうからそれはどのように考えていますか。

副村長（門馬伸市君） 手続がありますので、一応きょう発送する文書の中には3月の中旬ごろを予定していますということで文書はなっていますけれども、できるだけ速やかに口座振り込みできるような体制はとっていきたいというふうに思いますが、一応3月の中旬ごろということできょう発送の文書にはなっています。

10番（佐藤八郎君） 2月13日以降、どこかで受け取る方法はないということですか。

副村長（門馬伸市君） 現金の関係ですので、なかなかいつだれが来るかということで現金を押さえておくわけには参りませんので、会計処理上、です。で、当日来られない方についてはきょうの文書の口座振り込みの方に希望を出していただいて、そちらの方に振り込みますので。現金のやりとりになりますと、できるだけ村の方では今会計室の方の処理も口座払い、現金だと問題が発生する恐れもあります。もらったもらわないとかいろいろ出ますので、今はほとんど口座振り込みの給付というか支給をしていますので、支払いをしていますので、そういう意味ではご理解いただくしかないのかというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） そうすると、2月12日に来られる方はその日、それ以外の方は1カ月おくれということで割り切って説明していいということで、13とか14に役場なりそういう来る方でもそれは受け取ることはできないということになりますか。

副村長（門馬伸市君） 今申し上げましたように、現金支給というのは問題がいろいろ出てきますので、そういう意味では3月中旬というふうになっていますけれども、できるだけ早く振り込みできるように体制の方も準備したいと思っておりますので、現金払い、その都度来ていただいて現金を支払いするということではなく振り込みを今、村の方としてはとりたいということでありまして、問題のないような形でできるだけ早く振り込みしたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。ですので、今の質問の村民の都合で役場に来てお金をもらいたいということはやっと難しいのかと思っております。

10番（佐藤八郎君） それをもらうために来るのではなく、いろいろな用事があって来るわけです。だから、そのとき配ってもいいのだと思うんです。神奈川とか広島から来るのは

困難だからそれはそれであれでしょうけれども。そうすると、二つに分けるということですよね、今の答弁を聞いていると。12日に来た人は12日に、それ以外の人は3月中旬、早くすると言っていますけれども、そのときという二つの選択肢しかない。近くでその日、2月12日に行けなかった人、足のなかった人、いろいろ都合ある人、そういう人は二、三日過ぎて役場に来てても対応はされないというこの二つの方法しか選択はさせないんだというやり方ですね。

副村長（門馬伸市君） させないとかということではなく、会計処理をやっているわけです。ですから、いつだれが来るかわからないのに現金を会計室の方で保管をしておくわけにはいかないということなんです。ですから、きちっと第2回目の現金払いは何日だということでもしない限り、いつだれが来るかわからないわけです。それで現金を保管しておくわけにはいかないんです、公金ですから。ですから、その辺の普通のお金を出すのとは違いますので、それはわかります、お話はわかりますけれども、現金の取り扱い上これはできないです。できるだけ早く振り込むようにしますので、その辺は理解していただければと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午前11時18分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

10番（佐藤八郎君） 集まれる場を設けてということで、村民同士の触れ合いも含めてということであるので、それでは二通りではない部分で2月14日、2月26日、住民懇談会があります。そのときにも集まれる場所なんですけれども、そういうことにはしないということですか。

副村長（門馬伸市君） 今申しあげましたように、来る人が何日にはだれが来る、だれが来るとはっきりしていればそういうこともできないわけではありませんけれども、だれがその懇談会に来るかわからないわけです。それで、12日も出欠を一応文書を出していますから、きょう出しますからそこでわかります。ですから、住民懇談会はだれが来るかわからないんです。それを現金を、今申しあげましたように公金ですから取り扱いには厳重に対応しないと、幾らの小額だといいいながらも現金の取り扱いになりますから、公金の取扱いは従来からもきちっとやらないと何か問題があつてからでは遅いので、そういう取り扱いをさせていただいているということでもありますので、できるだけ早く振り込むようにはしますので。

9番（大谷友孝君） 何点か質問させていただきます。

19ページの災害対策費の13番委託料でありますけれども、住所管理システム構築運用業務、これは1,000万円ほどかけて避難者の住所等々を管理、個人情報等もセキュリティーをかけていくという提案でございました。きょうの報道を見ますと、国・県は東電の賠償業務が進まないということで市町村に対してこの住基の情報提供を求めるといふように

なっておりますけれども、そういう要請があったときに村としては情報を提供していくのかどうかお尋ねをしておきます。

それと、21ページの委託料、未来への翼業務であります。総勢25名、中学生が18名でスタッフが7人だということでもありますけれども、この該当する中学生何人のうち18名なのか。どういう募り方をしたのか経過を伺っておきたい。

総務課長（中井田 栄君） 19ページの住所管理システムに関するご質問でありますけれども、住基の部分、国に対して提供するのかというようなご質問でありますけれども、既に前の議会で俗に言う二重住民票の関係で、避難者情報につきましては既に国の方に報告している関係もありますので、今回、国の方から要請があれば同じく国の方には避難者情報につきましては出すような方向で進めていきたいと考えております。

教育長（廣瀬要人君） 未来への翼の対象の中学生でありますけれども、年度内でありますので現在の飯館中学校に在学している全生徒、それから今回の震災で避難している中学生にも呼びかけていきたいというふうに思っております。含めて、その中から18名というふうに考えております。

9番（大谷友孝君） 国の方には以前にも出しているから今後も協力していくということになります。確かに賠償問題にしか使用しないというようなことになっているようでありますけれども、中には自分の所在を知られたくないという方もあるやに聞いておりますけれども、その辺の調整についてはどのようなお考えなのか教えてください。

総務課長（中井田 栄君） 避難者情報につきましては慎重に取り扱わなければならないというふうに、基本的には考えておりますので、今後、国・県の方からそのような要請があれば内容を検討して対応してまいりたいと考えております。

9番（大谷友孝君） 未来への翼であります。この18名という根拠をお示しいただきたい。

教育長（廣瀬要人君） 予算の関係もありまして、前回18名で事業を実施いたしましたが、今回も同規模の事業にしたいということで、18名という数の算出はそんなところかなというふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 前は18名だったかもわかりませんが、飯館村、この事業、目玉事業だろうというふうに思っております。よって、できるだけ中学生という時期に研修させる、その目的からすれば事業の拡大があつてしかるべきというふうに思うのでありますけれども、もう一度。

教育長（廣瀬要人君） 引率とかそういうこともありますので、同じ程度の規模で回数をこなしていきたいというふうに思っております。したがって、新年度においても何回か企画していきたいというふうに思っておりますので、そんなことでご理解をいただければと思います。

9番（大谷友孝君） 回数をふやしていく、国内もこれは当然重要な研修であります。しかし、この中学生というこの時期に海外を研修させるというのは全く重要なことではないのか。その子供たちの成長に伴って大きな財産になるんだろうというふうに思っておりますから、回数をというのであればぜひ国外を選定していただきたい。その考えはどうか、国外。

教育長（廣瀬要人君） どの程度まで大谷議員のご質問に沿って事業の組み立てができるか、検討させていただきたいというふうに思います。

6番（佐野幸正君） 19ページの工事請負費、幼稚園の仮設園舎の屋外の整備工事の国旗・村旗の掲揚ポールということですが、今回、幼稚園だけしか上がっていないのですが、今つくっている小学校、また今度整備する中学校、そういう考えはあるのでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 今回、幼稚園の園舎の屋外整備工事で国旗掲揚塔お世話になっているところでございますが、いろいろ当初とらせていただいた予算の中でいろいろやりくりをしてきたところでございますが、ちょっと幼稚園の方が窮屈になりまして今回やむなく補正をお願いすることとなりました。小学校の方につきましても国旗掲揚塔予定してございますが、何とか予算のやりくりの中で既存の予算の中で建てられる見通しとなっておりますので、こちらの方は大丈夫ということでございます。中学校においても今後検討してまいりたいというふうに思います。

7番（菅野義人君） 3点についてちょっと確認しながらお尋ねをしたいというふうに思っています。

まず第1点目なんですが、5ページの地方債の補正について。中学校の仮校舎建設に伴い3分の1の自己負担分を地方債の補正で対応するという考え方でございます。村の一般会計の予算がこの災害とってどんどん膨らんでいまして、今64億円という、今回の補正を含めると64億円という私どもの経験していない金額になっております。こういう自治体の原発対応に対する対応と東京電力への補償のかかわりについて、我々どのように考えた方がいいのか。何でもかんでもお金で解決していくという考え方は私も余りそぐわないんですが、当然一自治体からしますと地方債を補正してまでそれに対応しなければならないという事態について、どのようにその補償との絡みを、考え方をお持ちになっているか。まず第1点についてお伺いをいたします。

それから、若干前後しますが、17ページの19番負担補助及び交付金の先ほど議論ありました農地・水の事業の特殊勤務手当でございます。農地・水事業、一応5年間1期が今年度で終了する、来年度から新しい仕組みの中で事業を行う。そういう状況と、それから今計画的避難に置かれている飯舘村の状況の中でどういう事業が組み立てられるのかということ、非常に今回の時期の見直しが私は農地・水事業にとって非常に重要になってくるんだろうというふうに思っております。当然、従来の枠組みだけでは今の飯舘村の中では活用がなかなかできない。しかしながら、非常に広大な農地が汚染されている、あるいは除染事業との絡みの中で我々一般村民がどのようにかかわっていくのかという点で農地・水事業は重要な存在なんだろうと。そういう中で、農地・水以後の事業以外の業務について村では対応を考えていたということでもありますので、その辺の認識について、1点お伺いをします。

それから、これも先ほどありましたが、19ページの1万円の見舞金の現金給付の点であります。現金を給付するというのはそれなりに効果があるんでしょうが、それなりにまた警備費とかいろいろ手間の問題があつてメリット・デメリットがあるというふうに思っています。その辺、今回の集会で現金を手渡すというふうなこの効果、それについてどのよ

うに村の方では考えてこのような企画にされたのか。それについて確認のために伺っておきます。

以上、3点、お願いします。

村長（菅野典雄君） 普通40億円、45億円の予算が20億円近く上がっているということであり、幾らいろいろな補助制度、その他を使ったとしても村としての負担が出てきているということでもあります。いろいろ今賠償のお話が出ているわけであり、家畜であったり農作物であったり、あるいは精神的という形で審査委員会がその都度その都度決定しているところでもあります。実はきょう3時から郡山でその委員会に対しての聞き取りが各町村あります。私らもこれから行ってくるわけであり、ずっと私が話をしていたのは、確かに個人なりあるいは農政その他商業のところは出ているわけであり、自治体としてどういうふうこれから補償がされるのかということでもあります。あるところでは交付税という、特別交付税とかいろいろあるのかもしれませんが、少なくともそんなもので間に合うはずは全くないということでもあります。例えばそれぞれ家畜の方には飯館は牛の村でありますからそれなりに農家にはいますが、村として飯館牛をするためにかなりの投資もしてきているわけであり、そういうものが少なくともこれから再興するとなると何十年も、また今まで以上の金がかかるということでもありますから、そこをどういうふう考えるかということも言うてはこなければならぬというふうに思っています。今の状況ではそう簡単ではないんでしょうけれども、そういう考え方を持ってしっかりと、これから国だけではなく県にも問いかけていかなければならぬとこのように思っているところでもあります。

産業振興課長（中川喜昭君） 農地・水の今年度終期、あと来年度からの新規の事業が継続して行われるということでありまして、ここ5年間の部分、私も一人の地区保全会の庶務等もやらせていただいた中での感想を述べながら、認識という部分になるのかというふうに思っておりますが、今回の農地・水の事業が始まりまして一番は地域の農地を見つめ直すという部分ではいい事業だったかなという部分と、あとは今後将来農地を残すにはどんなことを、改修とかどういうものが必要なのかということも地域の中で話し合ってきたことがそれぞれの保全会にあつて混交であろうという議論もなされたかと思えます。また一方では、共同活動が必要だということで地域の皆さんが一体となって農道の草刈り、河川の草刈り等々をやってきたということでは、この事業につきましては地域づくりをもう一度考え直すいい事業だったかというふうに思っております。

国・県の方では次年度におきましても継続的に行うということで今進めようとしておりまして、2月半ばごろ、その具体的な部分が出されるというふうに情報を得ております。ただ、一方では放射性物質が舞いおりたということで、今、村としては除染を、農地につきましても除染をしていかなければならないという部分で、この辺が今後の除染と農地の復興とその辺を農地・水とどう絡ませていくか、または中山間も同じかというふうに考えております。そういうものを除染という部分とあとは今後の農地の復興という部分を一体となって考えていかなければならないのかというふうに、担当者なりに考えております。そういう意味では次年度の農地・水がどのような形になるかまだ見えていない部分もあり

ますが、まずは継続されるという中ではその除染とどんなふうに農地保全を考えていくかという部分も考えていかなければならないのかというふうに思っております。

23年度に農地の景観が悪くなるとか、あとは火事になるというふうな部分で中山間なり農地・水の交付金を活用させて草刈り等も行ってきました。ただ、村民の方からの声としてそれはどういうことなんだと、避難させてまでさせる必要があるのかという声もありました。そういう意味では24年度から本格的除染が始まる中、中山間なり農地・水のあり方についても協議会等なり地域の方々ともその辺も話をしていかなければならないのかという部分で、24年度を迎えるに当たりましてそういう認識でいるところでございます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 3点目の現金を渡す効果はと、こういうことでありますが、実は国・県の義援金、それから東京電力の仮払い2回やりまして61億円ほど村民の皆さんに渡っているわけでありまして、最近生活が苦しくて大変だという話も聞いております。それで、東電の本補償も今手続受け付け申請やっているわけですが、そちらの方もその他の項目の部分で、なかなか申請はしたものの決定までに時間がかかっていると、こんなこともあって、額的には生活の糧になるほどの額ではないかと思っておりますけれども、生活の一部に少しでもというのが一つあります。

もう一つ、前にここに山古志村の元の村長さん、三宅島の現在の村長さんに来ていただいたときに、避難が3年とか4年とかありましたので、そのときにどうして村民のそういう心を引きとめたのかという話の中で、節目節目に義援金を配ることによって村と行政とのつながり、あるいは村民同士の情報交換、そういう目に見えないような効果もかなりあったという話も聞いています。そんなものも、額が今回の場合は1人1万円ですからどれだけかわかりませんが、額にかかわらずそういう村と村民とのつながり、村民同士のそういう情報の交換とか、いろいろな意味でそういう義援金の給付が役に立つのではないのかという話も伺ってましたので、今回現金渡せない、口座振り込みの方もおられますけど、もう少し村としては義援金がたまった段階で額的に1人3万円ぐらいとか2万円ぐらいとかと今の倍ぐらい配ればいいんですけれども、最近義援金の額も、義援金を持ってこられる方も少なくなっていて、そういう意味ではそういう対策も一方ではする必要はあるのかというふうに思いますが、そういう効果もあるのではないかと、こんなふうに思っております。

7番（菅野義人君） 2点について、再質問させていただきます。

一問一答ですが、まず農地・水について答弁の中にこの飯舘村においては除染とそれから今後の環境保全活動との絡みが必要になってくる。そのかかわりを一体となって実施する必要があるのだという答弁でございました。全くそのとおりだろうと。だからといって農地・水担当の職員が測定をしたり現地に行くという理屈ではないんだろうと思うんです。まさしく先ほどお伺いしたように、今回見直しの時期になっている。どういうふうな、2期目の5年がどういうふうになるのかというのは、課長の方からはわからないというお話でしたが、当初予定の中ではより環境保全のレベルを上げて農地・水活動を推進しようというふうな、たしかアウトラインが国の方では示されております。そうしますと当然、飯

館村のこれからの放射能の汚染除染と農地・水環境活動とかかわるといのが国の考え方と私たち飯館村の要求は離れています。この離れている状況の中で、ではどういうふうに飯館村だったらこれから農地・水事業を展開するのか。課長答弁あったように、まさしくいろいろご批判はありますが、この事業を上手に組み合わせることによって復興の礎をつくっていけるものだろうというふうに思っています。

ところが、先ほど言いましたように国が今考えている農地・水事業の新しい事業と飯館村が置かれている現状はかなり違います。そういう点ではこの新年度に向かって新しい事業のあり方を国なり県なりに交渉して、飯館村として必要なものをつくり上げていく大切な時期ではないかというふうに思って、この時期に放射能測定も確かに大東さんもいろいろノウハウを持っていますので適任かとは思いますが、どちらを優先すべきかというところの方に、新しい計画をつくり上げていく方に私は力を注ぐべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 産業振興課長（中川喜昭君） おただしのとおり、新年度の部分におきましても今お話があったような部分が国から出されている状況であります。そういう中で、村が除染をする、今のところ地方としては農地のはぎ取り等々が主流だということで、今現在その後の保全管理をどうするのかとかそういう部分が、除染をした後そのままほうっておきましたらまた同じような状況になるということもあります。そういう部分が今後の村の復興という部分にかかわってくるのかというふうに思っておりますので、それらについても今言ったように国と離れている部分がありますが、ただ、こちらとしての要望等も強く言いながら実情に合った中で進めていけるような、制度的なものになってもらうような部分で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 7番（菅野義人君） それから義援金の配付について、副村長の方から答弁いただきました。村と村民をつなぐ手法だということでは私も一つの同じような考え方を持っています。たしか、ちょっと私の勘違いでなければ過去、地域振興券でしたか、ちょっと記憶が違いますが、現金で各行政区ごとに配って区長さんに協力いただいてやった、それはそれで効果があったんだろうと。ただ、今回は何人であるか私わかりませんが、一堂に会しての集会でありますので、かなり現金を配付するというのが私は村と村民をつなぎとめるという効果よりも事務的に非常に混乱して、混乱しないように、間違わないようにということで配付するのが精いっぱいだろうと。そういう点では村と村民をつなぎとめるという効果からしますと、私はちょっとなかなかその効果を発揮しづらい事業なんだろうというふうに思ひますので、当然集会そのもので村と村民を、集会の内容で村と村民をつなぎとめるような努力も一方ではきちっとやるべきなんだろうというふうに思ひますが、ご見解を賜ります。

○ 副村長（門馬伸市君） 今回は会場の関係でパレス飯坂で、その方があいていないということもあって、パレスいざかの場合は固定数があるということで、体育館みたいなところだと何かいろいろなブースを設けてそういう交流の場みたいなもの、あるいは産品などのそういうPRなどもいろいろできるのかなというふうに思ひますけれども、今回は健康関係のブースを設けてそういうものはやる予定にはして思ひますけれども、村民の交流という

よりもどちらかという村からの復興プランの説明を前段にやって、あと午後からはタレントの、村民からすればそういう一方的な場になるかもしれませんが、やむを得ずということなんですけれども、本来であればそういう50周年みたいにみんな一堂に会してワイワイガヤガヤのそういう集会在一番いいのかなと。あるいは村の方の情報を流してそこで意見を聞いたり懇談をする場などもあったりということが理想的なんですけれども、今回はやむを得ずこういう催しになりましたので、申しわけないと思いますけれども、ぜひご参加いただければと。

現金の部分も大変であります。今やっています。プロジェクトを組んでちょっと何人かでいろいろ大変なものですから、ただ、最初はみんな口座振り替えにしようかなというふうな案もありましたけれども、村民がせっかく集まってくるのであればそこで目に見えるような形でお渡しした方がいいんじゃないの、手間暇はかかります。手間暇はかかりますけれども、そんな思いで当日現金給付やらせていただくことになりましたので、どうぞご理解いただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 補足、ちょっとさせていただきますが、おっしゃられるとおりであります。これから年に2回ぐらいのできるだけ大勢の人たちが集まるような機会あたりが、やっていくことが村民の心を一つにさせていただく、あるいはまたいろいろ悩んでいる、あるいは顔を見る機会がないのをつくっていくことだろうと思いますから、内容を充実していくというのがこれからのあり方だろうと思います。今義援金がいち早く1人3万円をお渡しをさせていただいた後、出てきた残金が約1億円ぐらいということで、今回6,000万円そこそこということで1人1万円ということであります。先ほど副村長からもありましたように、なかなかそう簡単には集まるような状況ではこれからありませんので、ほとんど特別な形でない限りはこれからお配りで皆さんどうぞという話にはならないんだろうと思いますから、企画などに意を用いていきたいとこのように思っています。

それから前の質問になるんですが、農地・水環境という問題、確かにそう言われればここでどういうふうに村として、あるいは国が考えてもらうかというの必要なんだろうなという気はします。可能なかどうか、もう一度議会の皆さんなりあるいは代表の皆さん方と農林大臣に行つてそういうことを言うてくるのも大切ではないかなというふうに思いますので、できるかどうかわかりませんが、ちょっと段取りをやってみる価値はあるなとこのように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 村と村民とのつなぐさまざまな活動というのは、私は最初よりも時間がたてばたつほど難しくなってくるんだろうなというふうに実は思っています。ですから、今回の企画はまだある意味では大方の村民からは受け入れられるが、例えばこれから新年度に向かつて、あるいは場合によっては次年度も何かやっていくというときにはかなり厳しい評価にさらされる。ですから、ぜひ今回もこの催しの仕方、あるいは内容等も踏まえて、そういつてはなんです、その同じレベルでそのまま続けていくということは私は許されないというふうに思いますので、今回の部分を参考にしながら、ぜひこれからのあり方について結び付けていくような、そんなような姿勢が今回必要なのではないかというふうに私は思うので、村長の方から答弁いただきましたが、副村長の方から再度そのことに

ついてお伺いをしておきます。

副村長（門馬伸市君） 村長が今お答えをしたとおりのものですから、今回はやむを得ずということでもありますけれども、この次からは今ご質問のあった趣旨に沿って取り組んでまいりたいとこんなふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号平成23年度飯館村一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号平成23年度飯館村一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第2号 平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第2号平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時54分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年1月27日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

” 会議録署名議員 北山文子

” 会議録署名議員 佐野幸正

” 会議録署名議員 菅野義人

()

(